

旭川医科大学債権管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月28日学長裁定)

旭川医科大学債権管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学債権管理細則(令和元年8月30日学長裁定)の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (請求書の発行) 第6条 経理責任者は、債権の代金の請求を、契約の定めるところに従い、遅滞なく行わなければならない。ただし、本学が寄附金を受け入れる場合は、この限りではない。 2 前項の請求は、旭川医科大学出納事務取扱細則(平成16年7月14日学長裁定)<u>第7条に基づいて行う。</u>ただし、振込依頼書によって振込依頼を行う場合は、この限りではない。 (略) 附 則 <u>この細則は、令和5年10月1日から施行する。</u> 【改正理由】 令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。	(略) (請求書の発行) 第6条 経理責任者は、債権の代金の請求を、契約の定めるところに従い、遅滞なく行わなければならない。ただし、本学が寄附金を受け入れる場合は、この限りではない。 2 前項の請求は、旭川医科大学出納事務取扱細則(平成16年7月14日学長裁定)<u>に定める様式の請求書により行う。</u>ただし、振込依頼書によって振込依頼を行う場合は、この限りではな (略)